

令和3年5月31日

会員各位

特定非営利活動法人北海道病院協会
理事長 中村 博彦
公益社団法人全日本病院協会北海道支部
支部長 徳田 禎久

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について
日頃より当協会の事業活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

連絡先	北海道病院協会 事務局長 河村成彦
電話	011-231-9900
E-mail	act@hoha.jp

感 染 症 第 8 3 8 号
令和3年（2021年）5月28日

一般社団法人北海道医師会会長
一般社団法人北海道歯科医師会会長
一般社団法人北海道薬剤師会会長
特定非営利活動法人北海道病院協会会長
日本赤十字社北海道支部長様
公益社団法人全日本病院協会北海道支部長
一般社団法人日本病院協会北海道ブロック支部長
公益社団法人北海道自治体病院協議会会長
公益社団法人北海道看護協会会長

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室長（感染拡大防止担当）
（北海道保健福祉部長）

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策など道の保健医療行政にご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和3年5月25日付け及び5月26日付けで厚生労働省から通知があり、別添のとおり各医療機関あて周知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の傘下機関に対し、個別接種の促進を呼びかけてくださる等、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

担 当：ワクチン等予防対策班
電 話：011-206-0495

感 染 症 第 838 号
令和3年(2021年)5月28日

各医療機関の長 様

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室長(感染拡大防止担当)
(北海道保健福祉部長)

新型コロナワクチンの個別接種の促進について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策など道の保健医療行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を効果的に防止するためには、新型コロナワクチン接種の推進が急務となっており、国では、接種を希望する高齢者に、各自治体が7月末までに2回の接種を終えることができるよう、医療機関における接種回数の増加を図るため、今般、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、別添のとおり「個別接種促進のための新たな財政支援」を行うこととしました。

貴機関におかれましては、国による新たな支援策の内容をご承知いただきますとともに、接種体制への参画並びに接種回数の増加についてご検討の上、ご協力いただける場合は、その旨を、所在地の市町村ワクチン接種事務所管課へお知らせいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

○送付書類

別添「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について」(令和3年5月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

別添「コロナワクチンを巡る主な課題と対応・支援策」(※)

※「新型コロナワクチンをめぐる主な課題と対応・支援策について」(令和3年5月26日付け厚生労働省健康局及び医政局事務連絡)から抜粋

担 当 : ワクチン等予防対策班
電 話 : 011-206-0495

個別接種促進のための追加支援策（イメージ）

<診療所>

1 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合

(例) 週80回の接種を週100回の接種へ

週5日間、1日あたり4回の増加で週20万円の増→**月80万円の増**

新	現 行
@ 2, 070 × 80回 × 4 = 662, 400円	@ 2, 070 × 80回 × 4 = 662, 400円
↓	↓
@ 4, 070 × 100回 × 4 = 1, 628, 000円	@ 2, 070 × 100回 × 4 = 828, 000円

2 週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合

(例) 週80回の接種を週160回の接種へ

週5日間、1日あたり13回の増加で週48万円の増→**月192万円の増**

新	現 行
@ 2, 070 × 80回 × 4 = 662, 400円	@ 2, 070 × 80回 × 4 = 662, 400円
↓	↓
@ 5, 070 × 160回 × 4 = 3, 244, 800円	@ 2, 070 × 160回 × 4 = 1, 324, 800円

※1と2は重複受給できない

<診療所・病院>

3 医療機関が50回以上/日の接種を行った場合

(例) 1日あたり40回を1日あたり50回の接種し週5日実施

1日あたり10回の増加で週に50万円の増→**月200万円の増**

新	現 行
@ 2, 070 × 40回 × 5 × 4 = 1, 656, 000円	@ 2, 070 × 40回 × 5 × 4 = 1, 656, 000円
↓	↓
(@ 2, 070 × 50回 + 100, 000) × 5 × 4 = 4, 070, 000円	@ 2, 070 × 50回 × 5 × 4 = 2, 070, 000円

※ただし、診療所は1, 2の要件を満たさない週に属する日に限る

週2回の接種で、1日あたり40回を50回以上にする場合など

<病院>

4 病院が通常診療とは別に接種のための特別な体制を確保した場合であって、

50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が4週間以上ある場合

(例) 週2回 午後から4時間

医師5名、看護師20名の体制で500回/日 連続4週 **月約300万円の増**

新	現 行
医師 @ 7, 550 × 4 h × 5人 × 2回 × 4週 = 1, 208, 000円	
看護師 @ 2, 760 × 4 h × 20人 × 2回 × 4週 = 1, 766, 400	
合 計 2, 249, 600円	

注：国の交付要綱が示されていないことから、交付要件など詳細によっては、この試算と異なる場合があります。

事務連絡
令和3年5月25日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、これまでも財政支援策をお示してきたところです。

今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行うこととしました。

個別接種に協力して頂く医療機関を更に確保し、希望する高齢者への接種を進めていただくようお願いします。

(別紙)

個別接種促進のための財政支援（案）

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - 週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
 - 週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

(※1) 現行の接種費用の原則 2,070 円/回とは別途で交付。
(※2) 7 月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。
(※3) 週の考え方は、日曜日から土曜日まで。
(※4) 同一の週を週 100 以上及び週 150 以上として重複しない。
(例：週 150 回が 4 週、週 100 回が 2 週あった場合、週 150 回以上のみが要件を満たす。なお、週 100 回の 2 週については 1. の対象とはならないが、2. の対象にはなり得る。)

2. 医療機関（診療所・病院）が 50 回以上/日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に 1. と 2. の支援の重複は不可）

(※5) 日の考え方は、0 時から 24 時まで。なお、24 時を跨いで連続した接種を行う場合は、24 時以前の日付けの分として回数を計算。

3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上/日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2. に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師	1 人 1 時間当たり 7,550 円
看護師等	1 人 1 時間当たり 2,760 円

(※6) 週の見方は1. と同様。

(※7) 日の見方は2. と同様。

(※8) 特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により
所要額を算出。

(※9) 緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従
事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7
月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が
行う。

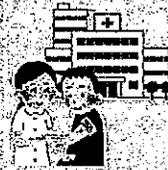
なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

ワクチン接種に係る新たな支援策について

○ これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額 **4,319億円**(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価: 2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外: +730円、休日: +2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額 **3,439億円**(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い
集団接種

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

事務連絡
令和3年5月26日

各
都道府県
市町村
特別区
御中

厚生労働省健康局
厚生労働省医政局

新型コロナワクチンをめぐる主な課題と対応・支援策について

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいているところですが、昨日、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置（別添）を公表いたしました。

これを踏まえ、改めて、新型コロナワクチンをめぐる主な課題と対応・支援策について整理し、市区町村の皆さま向けの資料（別紙1）及び個別接種を行う医療機関の皆さま向けの資料（別紙2）をそれぞれ作成いたしました。

貴自治体におかれましては、これらについてご了知いただくとともに、医療機関に対し別紙2を周知いただきますようお願い申し上げます。

ワクチン接種に係る新たな支援策について

別添

- これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額: **4,319億円**(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価: 2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外: +730円、休日: +2,130円)

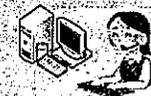


【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額: **3,439億円**(令和2年度三次補正等)

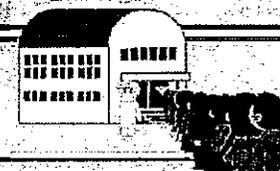
<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費等



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

個別接種促進のための追加支援策(①～③)



個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い
集団接種

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

市区町村の皆さまへ

- 新型コロナウイルス感染症という、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、ワクチンは感染症対策の決め手になるものです。
- 希望する高齢者に、7月末を念頭に各市町村が2回の接種を終えることができるよう、今後とも、取組状況を個別に丁寧にお伺いしつつ、接種に際しての課題については政府を挙げて対処するなど、あらゆる手段を尽くして、市区町村の接種を支援してまいります。

ワクチン
配分

- ・各市町村への6月最終週までの2週間ごとのワクチンの配分量はお知らせ済み。
(4/30付事務連絡<https://www.mhlw.go.jp/content/000775988.pdf>)
- ・5月中に高齢者1回目分、6月中に2回目分が配分されます。
- ・希望すればさらに配分を受けることも可能です。

医師等の
人材確保

- ・まずは地元の医師会の先生と率直に相談してみてください。
- ・民間の紹介事業者も積極的に活用してください。
- ・一緒に考えてもらえるような関係ができれば理想的です。
- ・十分なつながりがない場合等は、都道府県衛生部局又は厚生労働省に相談してください。
- ・潜在看護師の活用、ワクチン接種会場への看護師派遣、一定の条件のもとで歯科医師による接種が必要な時は、適宜都道府県衛生部局と相談してください。
- ・接種費用の単価は、1回2070円で、これに休日は+2130円、時間外は+730円が上乗せされます。国の負担で医療機関に支払われます。
- ・休日・夜間に集団接種会場に医師・看護師等の派遣を行う医療機関への別枠の助成(医師1人1時間 7550円、看護師等1人1時間2760円)があります。
- ※5月25日に、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置を公表しました(別添参照)。

医療機関
との調整

- ・接種を引き受けた医療機関が名前の公表に同意しない場合があるが、こうした場合には、適宜連絡をとって、接種の余裕があるかどうかを確認し、コールセンターへの申し込みがあった人を受け入れてもらうよう相談するのも一案です。

財政措置

- ・「ワクチン接種体制確保事業補助金」により市町村を支援します。
- ・接種の前倒し実施に伴う追加的な経費やそれ以外でも追加的に必要となった経費については、今後厚労省が見込額を聞いて対応します。

※お困りのことがありましたら、都道府県を通じて、厚生労働省(予防接種室自治体サポートチーム)までご相談ください。

個別接種を行う医療機関の皆さまへ

- 4月30日の菅総理大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣と日本医師会、日本看護協会との意見交換において、総理から、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、多くの医療関係者の接種へのより一層の協力要請がありました。
- 個別接種を行う医療機関におかれては、日曜日等の接種のみを行う日の設定や早朝等の診療時間の延長などによる、接種回数の拡大をぜひお願いします。市町村から相談や依頼があったときに、できる限り応えていただけるとありがたいです。
※5月25日に、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置を公表しました(別添参照)。
- そうした際、地域の実情によって様々な課題や障壁もあると承知します。下記はそのほんの一例です。国、都道府県、市区町村が一体となって支援に努めます。重ねてよろしく願いいたします。

接種記録

- ・個人記録管理のためのVRSへのリアルタイムでの入力をお願いします。
- ・必要に応じて市町村が立ち上げや入力等の支援を行うこともありますので、ご相談ください。

予約

- ・予約事務が診療にできるだけ影響の出ないように、市町村も支援に努めます。
例：市町村が専用回線や予約受付者を手配することも可能です。また、各医療機関において、診療が昼休みの間のみ電話で受け付け、通院者は通院時に受け付けること等もお願いします。
- ・予約日より前でも接種を希望する人を聞いておいて、接種者の急な空きが出た場合やバイアルの余りが出た場合に備えるのも一案です。

場の確保

- ・接種後の経過観察(15分間)を行う場として、医療機関の待合室のほか、中待合、点滴室、多目的室等を適宜活用してください。
- ・発熱外来を担っている医療機関で動線の区分が難しい場合は、例えば午前と午後で発熱外来専用とワクチン接種専用に分けて機能分化するのも一案です。

※大規模会場での集団接種に加えて、身近な診療所などでの個別接種も中心的な接種ルートとなりました。ワクチン接種が迅速化するだけでなく、基礎疾患がある人も多い高齢者については、リスクの把握などのメリットがあります。